

第5節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、 ④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便(株)	公民協働推進室 福祉総務課 社会福祉協議会 日本郵便(株)

第1 計画の方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用して、適切に対処するよう努める。

第2 ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用し、相互に協力するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動計画を踏まえ、能率的な支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受入れ窓口の開設

市は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に推進する。

2 受入れ方法

受入れは、「災害時におけるボランティア活動受付カード」に必要事項を記載する方法により行う。

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者など要配慮者の介護
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・清掃等の世話
- (6) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動全般

第3 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、福祉総務課に窓口を設置し、受け付ける。

(2) 配分

市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

(1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ緊急物資集積場所と定められている市立市民体育館、市立コミュニティ体育館において受付、保管する。

(2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。

(3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第4 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

2 支援の受入れ

(1) 市は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第5 日本郵便株式会社の援護対策等

市と日本郵便株式会社は、災害時には、相互協力に関する協定に基づき、次の援護対策等について、必要に応じて、相互に協力要請する。

1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

(4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

-
- 2 収集した被災者の避難所の開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - 3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
 - 4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
 - 5 上記のほか、要請のあったもののうち協力できる事項

資料編 ◦ 3－18 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用、個人用）
--